

□ 集団で無視を続けるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生（A子） 加害生徒 1年生（クラス内の女子生徒）

1 問題行動の概要

A子は、2学期のなかば下校途中に中学校で同級だった女子生徒2人と駅構内に駐車されていたオートバイを窃盗し、警察に補導された。万引の経験も過去にあった。有職少年との付き合いで遅く帰ることもあった。それらの行為を級友に自慢げに言いふらすことによって、クラス内で孤立している自分の存在を誇示するようになっていった。

ところがその結果は、「A子は悪い子だ」とクラスの女子生徒が「仲間はずれ、集団のいじめ」をするようになっていった。

2 生育歴・家庭環境等

A子は父母と兄の4人家族である。父の帰宅時間が遅く、A子との会話が少ない。父親は他の子と比較して本人を非難したり、厳しく突き放す言い方をする。

A子は明朗活発で、華やかな雰囲気をもっている。自己顕示欲が強いが自分を抑制して行動できるときは、クラスを明るく活発な方向に持っていくことができる。

3 事実の把握

A子は、遅刻、早退が多くなり、退学したいと言うようになった。担任が家庭訪問をしたとき、母親から「クラスの生徒が誰も口をきかなくなった、何かがあるのではないか。」と相談を受けた。そんな折、クラスのリーダー的存在であるB子が担任に「A子はクラスで浮いている」と相談を持ちかけてきた。担任はA子にいじめを受けているのではないかと尋ねたが、A子からは「仲間はずれの事実は聴き出せなかった」

4 問題行動の概要

(1) いじめの発覚

- ・ A子から担任に欠席の連絡が入る。「駅まで来たが、気分が悪いので帰る。『精神的につらい』」ということであった。担任はクラス内で、A子に対するいじめがあるのではないかと思った。
- ・ 入学後親しくしていたはずのC子が担任との懇談の中で、「A子が辞めるというのなら辞めさせればいい。」と突き放すように言った。
- ・ 担任がリーダー的存在のB子にあらためて懇談をした。A子の学級での存在、級友の接し方などからいじめの実態が明らかになった。

(2) いじめの内容

A子は、「ノートを見せてくれない。」「靴が隠される。」「A子だけにプリントが回ってこない。」「体育時（バレー・バスケット等）にボールが回されない」「パンを注文したのにA子のがない。」「口をきかなかったり、あいさつを返さないで無視される。」などの事実を語った。

5 指導と措置

(1) 生徒指導部との連携

※いじめにあっていないことを自分からは言わないことが多い。広範囲にわたり、正確かつ迅速に調査する必要がある。

※SOSの発信である。生徒のこのような言動に教師は広角度、高感度のアンテナをはり、サインを見落とさないようにする必要がある。

いじめの実態が明らかになり、報告を受けた生徒指導部では、担任や*学年主任を交え、生徒指導委員会を開いた。そこで次のような三つの対応を検討した。

- ・ A子への対応
- ・ A子を取りまくクラスへの対応
- ・ 家庭への対応（家庭訪問をして）

(2) 教育相談係との連携

- ・ 教育相談係がA子とゆっくり話し合った。級友から相手にされない寂しい胸の内を聞き、どうしたらよいかのアドバイスをした。
- ・ 担任と教育相談係は繰り返し家庭訪問を行い、A子の学校における生活、家庭における生活について話合った。特に、*多忙な父親とも話し合う機会を設け、今後の指導の協力を依頼した。

(3) クラス内での話し合い

- ・ 担任は、*事前にB子と相談し、「楽しく、温かい、まとまりのある学級集団を作りたい。」という思いで、準備を行った。A子が学校を休んだ日、クラス内の感情のもつれを解くために、ホームルーム活動での話し合いをした。
- ・ 翌日、A子を含めて再び話し合いを持った。それぞれ、A子、級友が自分の思い、反省すべき点を述べあった。厳しい意見も出たがB子などの適切な発言もあった。「クラスのムードをこんなふうにした私達も悪かった。A子がかawaiiそう。」「先生の力を借りなければこんな話し合いができなかったことを後悔している。」といった前向きな意見が出されるようになった。

(4) 学年会の情報交換

このクラスでの仲間はずれの問題を、1クラスの特異な問題として片付けないで、*どのクラスにも起こり得る問題として、情報交換をするなかで、今後の学級経営に生かしていくことを確認した。

- (5) その後、表面的にはA子に対するいじめは出ていない。A子は、クラスでの存在が位置付けられ安定している。

6 指導上の留意点

- (1) いじめは、身体的、性格的、経済的な面等から弱い立場にある生徒に対して一方的に苦痛を与えるものである。本事例は、被害者A子にも問題行動があるが、彼女をクラスから排除しようとした集団的ないじめに発展した例である。
- (2) 高校では頑張ろうと入学してきた子が、仲間はずれにされることにより、次第に不幸感、疎外感、劣等感等をもつようになることがある。外見上、問題行動があって、いじめる側であると思われがちな子が、実は逆の立場にあったという例がある。
- (3) 家庭環境、生育歴に問題の原因があっても、原因究明に重点を置きすぎると、事態が一向に改善されない場合がある。その場合はむしろ、現状を出発点にして、両親との信頼関係を作り、協力して対処することが望ましい。
- (4) 一見いじめっ子のタイプの生徒がいじめられる側になる場合がある。教師側の思い込みが対応を遅れさせ、深刻な事態を招くこともある。

本事例はいじめの加害者と被害者が容易に変わりうるという事例であり、担任が本人、仲間、家庭に素早く対応し、「思いやりの心を育てることをみんなで考えよう」という観点にたって指導ができ、好結果をもたらした事例である。

※学年会、教育相談係との連携を密にし、対応策を練る必要がある。

※学校側の誠意ある対応が保護者の心を開いていく。

※クラス全員にどのような集団を作っていくのか、そのためにどのような行動をとらなければならないか、明確にしておくことが大切である。

※学年会などで事例研究を重ね、横のつながりを大切にしたい。

② 部活動仲間よるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生(A男)、加害者 1年生(B男、他3名)

1 問題行動の概要

いじめが発覚する1か月ほど前、A男の母親から「部活動の仲間にいじめを受けている。」と担任に訴えがあった。この問題が解決しないまま6月下旬、同じ部活動の同級生4人に練習着を無理やり脱がされ下半身を裸にされた。さらに、泣いて嫌がるA男にプロテクターを着せて殴る蹴るの暴行を加えた。

2 生育歴・家庭環境等

A男：家庭は会社員の父とパートで働く母、祖母と弟の5人家族である。

A男は体格が小柄で、性格はおとなしく、*小、中学校時代からいじめのターゲットになっていた。

3 事実の把握

加害者の4名は、A男に対して暴言を吐いたり、部活動の練習では故意に体当たりなどを繰り返していた。それがエスカレートして暴力行為に至った。A男の母親から担任に再度厳しい抗議があり事実が判明した

4 問題行動の状況

(1) このいじめが発覚する1か月ほど前、A男の母親から担任に *「後からつつかれたり、部活動の最中に蹴られたりするいじめがある。」と電話で訴えがあった。

・関係生徒に確認したところ、練習中に手や足が当たったのであり、また、「A男が怪我したとき、湿布で手当をしてやっている。」と答え、いじめではないと *主張するなどで確証をつかめなかった。

・この訴えを受けた担任は部顧問に連絡したが、部活動の練習では少々のぶつかりなどがあり、この件は部のなかで解決したいという考えから、*他の関係職員には知らされなかった。担任は、A男の母親に、*いじめとは思えないが今後十分に注意して見守っていきたいと答えた。

(2) しかし、6月下旬部活動終了後、B男を中心とした4名がグラウンドの隅でA男の練習着を無理やり脱がせ下半身を裸にした。近くで見ていた *女子マネージャーが「可哀相だから止めなさい。」と言ったことでその場は終わった。しかし、4名がA男を部室に連れて行き、体格が小さく、気が弱い「いや」と言えない性格のA男に対して「ボクシングごっこをやろう。プロレスごっこをやろう。」といて、プロテクターを着せ、交代で殴ったり、蹴ったりした。このことについて加害者の4名は、*A男が「いい」というからボクシングなどの遊びをしたことについて正当性を主張した。

(3) 翌日、A男の母親から電話による強い抗議があった。担任はいじめの内容を知り、以前の情報と直接関係する内容で、事の重大さを感じ、生徒指導部に相談に来たことからいじめの実態が明らかになった。

(4) 関係した生徒は全て同一クラスである。いじめは5月になってから始まり、暴力は今回が初めてであった。

※中高の連携と日常の生徒理解を大切にする。

※僅かの情報から確かな指導を進めたい。

※十分に耳を傾けながらも不審な点に目を向ける。

※情報を公にすることで正確な情報が集まる。

※担任一人一人の認識を深める必要がある。

※あらゆる教育活動を通じて一層の正義感を育てる。

※弱者の気持を読み取る心がけが大切である。

5 指導と措置

- (1) 正確な事実確認に努めた。確認後、直ちに生徒指導主事と担任が被害者の家庭訪問をし、A男と父母にいじめの発見が遅れたことについて謝罪した。父母は「学校では解決してもらえなかった。子供の安全を守れない学校には行かせることは出来ない」と激怒する場面もあった。
- (2) A男は精神的なショックで登校できなかった。A男及び父母は *会までの苦しかった思いや悩みを十分に時間をかけて聴いてもらうことで、徐々に精神的な安定を取り戻した。
A男は数日後に登校することができ、このことが保護者の気持ちを一層和らげた。
- (3) *全ての部活動が臨時に部会を持って、互いに助け合い、励まし合い、支え合うなどの人間関係を育てることについて話し合った。
- (4) 加害者とその保護者に対しては、被害者に非はない、無抵抗のA男に対して継続して苦痛を与え、エスカレートしていく行為は絶対に許されないと毅然とした態度で臨んだ。「人の心の痛み」について親・子・教師（担任・部顧問・生徒指導部・教頭）が一緒になって話し合った。特に、*A男が「いい」と言うからボクシング等をしたのであって、いじめではないという認識、保護者のいじめの認識、自分本位の考えなどについて理解・納得させるために十分な時間をかけた。
- (6) 加害者への指導として、家庭での反省と日誌指導を継続した。2か月後には家庭での子供の生活状態について保護者から様子を聴いた。
- (7) 加害者4名は親子でA男の家に行き謝罪をした。その後は、双方ともクラスでも部活動でも全く問題はなく学校生活を送っている。

※初期対応のポイントは被害者の気持ちにどれだけ成りきれるかである。

※HR活動まで広めた話し合いが必要である。

※自分を正当化する意識、子供を守ろうとする父母に対して、時間をかけた話し合いが再発の防止につながる。

6 指導上の留意点

- (1) 早期発見・早期指導に徹することが大切である。いじめの手口が陰湿・巧妙化しており、日頃から「いじめはどこにでもある。」という認識を持つことが肝要である。
- (2) 初期の対応では、誠意・迅速な対応、正確な事実確認・安全の確保が大切である。
 - ・被害者及びその保護者の精神的苦痛を取り除き、精神的安定を図る。そのために、実態の把握と被害者の立場に立ち、的確な対策を速やかに講じることが必要である。
 - ・いじめに対して毅然とした態度で臨み、親・子・教師間で納得が得られるまで十分に話し合うことが、好ましい人間関係づくりといじめの再発防止につながる。
 - ・いじめに対する親の認識が子供の行動に大きな影響を及ぼすことを理解する。
- (3) 部活動では、上下関係・選手強化・技術の上手下手などが心理的に複雑に絡んで、部員の間での人権感覚が希薄になることがあることに留意する。
- (4) 再発防止に努めることが大切である。いじめ問題に対して一致協力できる校内指導態勢の点検と、生徒と教師の信頼関係を築きあげることが早期発見につながる。

本事例は、最初の情報を実態把握できないまま中途半端な形で決着させた為に、いじめがエスカレートして発覚した。発覚後の的確な対応で解決したものの、情報を大切にする姿勢や、初期の適切な対応、日頃から校内での連携の大切さを示唆した事例である。

③ 仲間はずれによるいじめ

特殊教育 被害生徒 高等部3年生（A子） 加害生徒 高等部3年生（B子、C子）

1 問題行動の概要

B、C子を中心とする女子生徒たちが、放課後など教師の目の届かぬ所でA子を取り囲み、言葉による脅かしをしたり、A子が声をかけても無視をしたりするいじめを行っていた。

2 生育歴・家庭環境等

A子とB子は、共に幼稚部から本校に在籍し、幼少時から明るく活発に行動していたが、学齢を重ねるにつれ、*コミュニケーション能力や人とのかかわり方などの社会性に差がみられるようになった。C子は中学校から本校中学部1年に編入学してきた。*当初はとまどいもあったが、その後、従来からの在校生に影響を与えるようになり、B子とともに問題行動を起こすようになった。それとともに、A子とB子の仲は悪くなっていった。

3 事実の把握

夏休み後、A子の欠席が続いたため、担任、生徒指導主事等が家庭訪問をして欠席の理由を本人と親から聞いたところ、仲間はずれ、集団による無視、言葉による脅かしなどのいじめが判明した。

4 問題行動の状況

5月末に*些細なコミュニケーション上のトラブルが原因で、B、C子によるA子に対する暴行事件があった。この事件は両者とその保護者の謝罪で解決したかに見えたが、A子は暴行事件の怪我の後遺症が残り、時々首にギブスを巻いて登校することもあった。また、A子は同級生との交友に強いわだかまりを持っていた。

その後、A子がB、C子等の問題行動を自分の母親に告げたところ、*保護者の間でこのことが話題となったために、A子と他の生徒たちとの感情的な対立が深まっていった。いじめはB、C子以外の女子生徒たちも加わり、言葉による脅かしや叱責、集団による無視など教師の気付かないところで、長期にわたって行われていた。

5 指導と措置

(1) 暴行事件の再発防止の指導

- ・全校態勢で事実確認と指導方針の共通理解を図った。
- ・校内巡視を強化し、教師の目の届かない場所や時間帯をなくすように努めた。

(2) A子とA子の保護者への指導

- ・A子の心を開き、不登校を終結させるため、A子にとって話し易い相手である聴覚障害者の先生が、進んで家庭訪問を行った。
- ・担任、生徒指導主事、進路指導主事、高等部主事、*部活動の顧問等も連携して、休み時間の相談、交換日記、ファックス（聴覚障害のため電話の使用が不可能）等を通してA子の心理的不安や葛藤の除去に努めた。
- ・A子は本校の専攻科へ進学するつもりであったが、進路指導主事と

※障害の個人差は大きい。

能力差があることによって児童・生徒間に差別意識が芽生えてくる場合があるので、障害の個人差に十分注意する必要がある。

※当初、C子が仲間はずれによるいじめを受けたことがある。編入学者に対する温かい指導が必要である。

※コミュニケーションに障害のある場合、お互いの意思を十分確認させるなど細心の注意をはらい、できるだけ早期に誤解を解消しておかないと問題をこじらせる。

※学校の指導に対する保護者の理解が得られるよう、お互いの信頼関係を築くことに全力を尽くすべきである。

※A子の得意とする陸上競技でストレスを発散させると同時に自信を回復させ、学校生活を少しでも楽しく送るよう励ますことが大切である。

も相談のうえ、本人と母親を説得し、親元を離れて生活しながら ^{※他} 県の職業訓練校へ進むよう、進路指導をした。

- ・学級担任が中心となり、家庭内でA子と話し合いをする際には、しっかりと事実関係を確認した上で慎重に対処することが大切であることを母親と十分話あった。

(3) B子とC子への指導

- ・きっかけとなった暴行事件は単なるけんかではなく、B、C子が加害者の立場であることを認識させ、保護者と共にA子に謝罪させた。
- ・コミュニケーションの不足による誤解がいじめの重要な原因になっていることを考慮し、教育相談的指導を行い、A子の気持ちを思いやるように指導した。

(4) 周りの生徒たちによる誤解や偏見をなくす指導

- ・生徒会長を務め、他の生徒に影響力の強いD子のA子に対する偏見（マザコン、チクリ）をなくすよう努めるとともに、A子の立場になって考え、A子をかばってやるように指導した。
- ・ ※A子の後遺症が、仮病であるという他の生徒たちの誤解を正すように努めた。
- ・A子が知的に劣り、言うこと、することが間違っただけであると決めつけるようないじめにつながる生徒たちの言動を少しでも見過ごさない指導に努めた。

※養子学校という狭い環境から出るにより、人との関わりを広げ、母親への依存から自立させる指導も必要である。また、公共職業安定所や職業訓練校の係官との連携も必要である。

※A子の母親の了承を得て診断書に基づいて説明したが、誤解を正すためには、具体的事物を示すことも必要である。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒数が極めて少人数の学校で仲間はずれになった場合、他のグループに入り、新しい交友関係で心の居場所を得ることもできず、極めて辛い学校生活を余儀なくされる。仲間はずれが被害生徒にとって極めて深刻な問題であることを全職員が十分に共通認識をして指導に当たる必要がある。
- (2) 幼児の時から共同生活のため、生徒間の人間関係が親密である。したがって、小さなトラブルの重なりが深刻なものに発展する場合がある。小・中学部とも連携して、いじめの早期発見、早期指導に努める必要がある。
- (3) 卒業によっていじめの指導が終結するのではなく、卒業後も関係職員が定期的に会って励ましたり、新しい環境に適應させる指導を行うなど気長な指導の姿勢が大切である。
- (4) 保護者が子供可愛さのあまり子供の自立心を阻んでいる側面も見逃すことができない。親子の話し合いを深める中で、子供の自己自立への夢や希望が出せるように、教師はサポートすべきである。
- (5) 加害者の生徒を含めて学校全体にいらいらした気分が鬱積し、生徒間や生徒と教師の間の和やかな関係が失われ、それが学校内外での問題行動を多発させていた。これらの悪い雰囲気払拭し、お互いの信頼関係を取り戻すことが、いじめの解決につながった。

その後、このいじめの指導などを教訓として、「明るい学校づくり」「信頼関係を育む生徒指導」を生徒指導上の主眼としてきた。その結果、学校全体に明るさがみなぎり、生徒が活力をもって主体的に行動するようになった。

④ 中学校時代のいじめに対する仕返しとしてのいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男、他校生B男、C男) 加害生徒 1年生 (D男、E男)

1 問題行動の概要

中学校の同級生であったD男とE男は、同じ同級生であった他校生のB男に受けたいじめへの報復を思いついた。同じグループの傍観者であったA男や他校生のC男も許せなくなり、A、B、C男にいたずらの手紙を出し、電話でそれぞれの反応を確かめた。被害者のおびえた様子に快感を覚え、継続的にA、B、C男を電話や手紙で脅迫した。

2 生育歴・家庭環境等

D男、E男ともに両親は健在で職業をもち社会で活躍し、祖父母が家庭で子供の養育に当たってきた。子供のことでそれまで問題もなく、家庭的なトラブルもなかった。帰宅後は、ともに学習塾に通うほかは自分の部屋でゲームや勉強をしていた。*両親は子供への期待が高く、子供がまじめに勉強しているものと思い、親子の対話はほとんどなかった。

※家庭における子供の理解が不十分である、子供の気持ちを分かるよう啓発に努める必要がある。

3 事実の把握

1月の中頃、A男から生徒指導部へ手紙と電話によるいやがらせと脅しがあるという被害届けがあった。A男には心当たりなどなく、加害者についての手掛かりをつかめず見当がつかなかった。

同じ頃、他校生B、C男の所にも同様のいやがらせと脅しがあった。

*他校との情報交換から、加害者として中学校の交友関係が背景に浮かび上がってきた。被害者へのいやがらせと脅しの内容が中学校時代のことから、同じ中学校出身のD、E男が加害者ではないかとの疑いを持った。

※問題行動が他校とも関係する場合は、多面的な情報交換や連携が必要である。

*生徒指導部と担任による極秘の指導態勢をとって、D、E男の言動に注意することにした。被害者宅にきた一連の手紙の筆跡を調べたところ、E男の作文の筆跡とはほぼ一致した。2月下旬のある夕方、D、E男が公衆電話で被害者宅と思われる相手に電話をしているところを発見した。かねてから連携を約束していた被害者A、B、C男宅に問い合わせたところ、通話時間帯からみて、D、E男の問題行動と判断した。

※あくまでも行動に対する疑いであり、生徒の人格を傷つけないように配慮しなければならない。

翌日、D、E男と面談し、*疑惑の問題行動について尋ねたところ、始めは否定していたが、説得を重ねた結果、全面的に認めた。

※ストレートに尋ね、心に訴える説得や相手の立場に立たせる説得が大切である。

4 問題行動の状況

問題行動の原因は、中学校時代のグループ活動での人間関係にあった。加害者のD、E男はまじめでおとなしく、被害者のB男は成績もよく、クラスのリーダーであった。B男はD男がアトピー性皮膚炎に苦しんでいるにもかかわらず、アトピーとあだ名をつけた。仲間の前であだ名を呼び続けられたD男は、反発もできず悔しい思いをしていた。E男はD男に同情してかばっていたが、A、C男は傍観的であった。A、D、E男は同じ学校に、B、C男はそれぞれ別々の学校に進学した。

問題行動の動機は、下校途中に中学校時代のいじめが話題となったことに始まった。D、E男は思い出せば出すほど、B男の言動が許せなくなり、同じグループで傍観者であったA男とC男も含めて反省をさせる計画にまでなった。

問題行動は、中学校時代に *いじめられたことへの報復であった。その方法は、まず抗議といやがらせの手紙を出し、電話によってその反応を確かめるものであった。いやがらせと脅しの内容は、制裁という形でますます過激になっていった。D、E男は、*この制裁が正義の鉄槌と
いい、おびえる相手の様子に快感をもち脅迫をくりかえした。

※報復や制裁は、テレビやマンガの影響が大きい。

5 指導と措置

連携をしていた学校や関係諸機関に報告し、D、E男の指導を開始した。*問題行動の事実関係を聞きながら、一つ一つを確認していった。

※電話による脅迫は、相手が見えないだけにかえて大胆になり、いじめる側の論理に変わることが多い。

指導に当たっては、「いじめは、いかなる場合、いかなる理由があろうとも許されない」という立場に立った。「受けたいじめの痛みはわかるが、脅迫された相手の痛みを思うと、報復という手段は許せない」と説得するなかで、D、E男は素直に脅迫の一つ一つを隠さずに告白した。

※聞き取りは、必ず生徒の言葉をもとに、事実を確認することが大切である。

D、E男の学習姿勢は、ともに大学進学目標をもち、まじめによく努力をしていた。一見問題のない優等生であるが、成績や学歴に異常なこだわりをみせ、*人生観や価値観に歪みがみられ、生活姿勢にも問題があることがわかった。家族との対話はほとんどなく、学校での交友関係も少なく、最近ではD、E男に限定されがちであった。

※自己中心的で、他人や社会のせいにする傾向がみられ、対話や人間関係がうまくできない生徒が多い。

指導に当たっては、まず、「何が間違っていたか、何が悪かったか」を確認させ、「報復という手段は間違いであり、脅迫という方法は犯罪である」ことを理解させた。さらに、*「なぜこのような問題行動となったのか」を考えさせ、生活姿勢の見直しを決意させた。そして「このあとどうしたらよいか」を考えさせ、被害者のA、B、C男及びその家族に誠意を尽くして謝罪することを約束させた。

※自らが反省し、自らの生活を立て直す自己決定の場を与えることが大切である

保護者に対しては、両親に来校してもらい、*問題行動の事実を説明し、ことの重大さを認識してもらった。そして、家庭での生活を見直し、生活を立て直すように約束してもらった。

※子供の現実を正しく認識し、指導を納得してもらうことが大切である。

被害者宅への謝罪が終わったところで、*家庭での特別指導に入った。生活の見直しとして、自分の在り方・生き方と人間関係について反省文を書かせ、学習課題を与えた。

※家庭での特別指導は、親子の対話や共同作業なども取り入れるが必要である。

特別指導が終わってからも、担任と生徒指導部による教育相談的な指導を3月末まで続けた。D、E男は指導によく応えて、2年生に進級した。現在、新たな自己発見と主体的な活動をめざして努力している。

6 指導上の留意点

- (1) 中学校の段階では心身の発達の差が大きく、学級やグループの中で差別や偏見を生みやすい、単なるふざけやいたずらがいじめにつながらないように注意したい。
- (2) 高校1年生は、中学校の仲間を中心にした生活から高校の個人を中心にした生活への変化に対応できず、不登校など学校不適応におちいることが多い。この変化への対応を見極めるきめ細かな生徒理解が大切である。
- (3) いじめの問題を指導する時は、いじめられる側の立場に立って、いじめの存在を認め、いじめは許せないという姿勢で解決にあたることが大切である。
- (4) いじめの問題を解決するためには、加害者に一つ一つの言動を被害者の立場に立って考えさせ、被害者に対して誠意をこめた反省と謝罪をさせる必要がある。
- (5) 特別指導は教育的な配慮で行うものであるから、生徒の反省や生活の立て直しに効果が上がるものでなければならない。

⑤ 気晴らしの卑劣ないじめ

高等学校 被害生徒 1年生（A男、B男） 加害生徒 1年生（C男、D男、他3名）

1 問題行動の概要

C男は入学以来、教室の中で生徒に言い掛りをつけては *何回も口喧嘩や暴力事件を起こしていた。3学期に入り、C、D男が中心となり同級生のA、B男に対して、ズボンを脱がせたり、*気分が悪いと言っては殴ったりしていた。

※いじめとしてのとらえかたも必要である。

※教育相談的対応が必要と思われる。

被害者Aは加害者と中学校の同級生で、性格がおとなしくいじめの対象となった。被害者Bは加害者と小学校の同級生であったが、別の中学校に進学した。高校に入り再度同じクラスとなったが、以前のようにつき合わなかったのも、気にいらないという理由でいじめを受けた。

2 生育歴・家庭環境等

C男：4人家族で、両親共働きの平均的な家庭であるが、C男が小学生のときに、母親は子供二人を連れて家出をしたこともある。C男は父親とほとんど話をすることがない。兄は高校生の時いじめられたことが原因で中途退学している。

D男：母親はD男を連れて家を出ており、父親とは別居中である。兄は高校生の時いじめられていた。

3 事実の把握

帰りのSHRが終わったとき、教壇にいた担任のところへA男が「もう我慢できん。*先生に聞いてもらいたいことがある。」と言ってきた。すぐに本人から事情を聞いたところ、集団による比較的長期にわたるいじめが行なわれていることがわかった。

※担任との日常の信頼関係ができてることが大切である。

*いじめている生徒二人をすぐに呼び、事実確認をしたところ、いじめの事実を認めた。

※いじめへの早い対応が、生徒の信頼を得ることになる。

4 問題行動の状況

(1) A男に対するいじめ

D男が10月下旬から休み時間にA男の教室に来て、理由もなくA男を突然殴ったり蹴ったりしていた。その後、ほとんど毎日A男の教室へ来ていじめを繰り返すようになった。そのため、*A男は休み時間になるとトイレや図書館へ行くなどしていじめを逃れようとした。

※典型的ないじめのケースであり、担任がはやく気付く必要がある。

1月下旬になって、突然C男を連れて、*A男の部活動の場所へ来て殴った。その後は、C、D男によるいじめが続いた。2月中旬になって二人はA男のズボンを他の生徒のいる前で脱がせた。下旬にはA男と他の生徒とのもめごとを聞きつけ、A男からお金を脅し取ろうとした。G男も日常的ないじめに時々加わっていた。

※部顧問は部活動の状況を把握していることが大切である。

(2) B男に対するいじめ

1月下旬、*E、F男たちを中心としてB男をからかっていじめていた。その仲間にC、D男も加わり頭などを殴ったりした。

※クラスとして暴力防止の取り組みが必要である。

2月中旬、A男のズボンを脱がせた日、B男をいつものようにいじめたところ、B男が怒って殴り返したために、C男も怒ってバケツでB男の頭を殴った。

これを聞いたD男は、気に入らないと言ってB男を殴った。B男に対するいじめは、A男の話から分かってきた。

5 指導と措置

- (1) *A男が訴えたその日のうちに、中心人物のC、D男から事情を聴き事実確認をした。
- (2) 事実確認をした後、加害者と被害者双方の保護者に来校してもらい事情を説明した。
- (3) C、D男は、以前にも暴力行為等で指導を受けているので、学校で学ぶことの意味や目的を確認させたるため、家庭での反省の機会を与えた。さらに、他人への思いやり、同級生や仲間との共同生活等について保護者とともに話し合うことを指示した。
- (4) C、D男以外で、いじめに加わっていた生徒は保護者にも来てもらい、学校長から被害者への対応について、家庭でもやってもらいたいことを話した。そして生徒の立ち直りや今後の生活の在り方についての協力を求めた。
- (5) 翌日、*ホームルーム活動を設けて、学年担任団と生徒指導部が中心となって、学年集会を開き、いじめの事実を説明した。
*そこでは、暴力の否定、いじめの否定について学校側の強い決意を説明し、人権の大切なことや思いやり、いたわり、良心をもって生活することの大切さについて話した。同時に、加害者に対しても今後、いろいろな形で援助していきたい旨を話した。
- (6) 今回を含め生徒間のいじめについて知っていることを、学年全員から*一人一人個別に教師が聞き取りをした。全員から聞き取りをした後このいじめについての考えを書かせ、これを基に継続してホームルーム活動を行った。話し合いの中で、いじめについての考えを交換し、いじめの重大性を認識させた。さらに、*いじめた生徒を今後どのようにクラスの中へ受け入れていくか、また、彼らが集団の中で孤立し、同じことを繰り返さないよう話し合いをした。
- (7) C、D男は学力的にも問題がある生徒だったので、3月中登校させ、教科指導だけでなく、生活のしかたなども含め*多くの教師が個別指導を行った。

※素早い対応で事実の確認をすることが大切である。

※いじめを生徒全員のものにするのは大切である。
※該当者がいるところでの説明は、人権に関わるので細心の注意が必要である。

※方法を誤るとまずい結果を招く恐れがあるので、事前準備が大切である。

※加害者といえども全員で受け入れていくことは大切である。

※教職員全体で対応していくことは大切である。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒の訴えで直ちに学年集会を開き、いじめの事実を知らせている。このとき、加害者へ十分な配慮をしながら、いじめの重大性についての認識をさせることが大切である。
- (2) 生徒からいじめられているとの訴えがあることは、日常、生徒との信頼関係が保たれているものと考えられる。生徒との好ましい人間関係が日常の教育実践の中で確立されていれば、いじめの早期発見につながる。
- (3) なぜこのようないじめが発生したのかを明確にし、その背景をさぐり、全教職員でいじめの対応等について話し合いを深める必要がある。
- (4) 速やかに家庭に連絡し、保護者といじめの重大性について話し合いをもつことが、問題解決のうえで大切なことである。

⑥ 執拗ないやがらせによるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A子) 加害生徒 1年生 (B子、C子、D子、E子、F子、G子、H子)

1 問題行動の概要

4月中旬～6月中旬にわたり、A子に対し、同じクラスの7名が色付きリップやイヤリングを着けるよう強要したり、容姿についてのいやがらせなどを繰り返していた。

2 生育歴・家庭環境等

A子：長女として大切に育てられ、家庭や学校では「いい子」である。性格はおとなしく、目立たない。

B子：7人家族である。家庭内でのトラブルが多い。1人では何もできないが、複数になると、リーダー的な役となることが多い。C子とは特に気が合い、目で合図しながら行動をする。

C子：6人家族である。性格は明るく、ものごとにこだわらない。入学当初より勉強にあまり身が入らず、落ちつきがなかった。*今回の事件で指導後もなかなか心を開かず、問題を抱えている。

※担任と生徒との人間関係の難しさがある。

3 事実の把握

出身中学校がすべて異なる7名はA子をいじめることでグループ化してきた。

担任は、クラスの中で加害者等の行動について気になっていた。特にB、C子が中心になり勝手な行動をしていると気付いていた。5月には*「いたづら」があることを察知し、クラス全員に「いじめ」について話をした。また学級懇談会の折、保護者に対してもクラスの中に「いじめがないこともない」と、全体的な話をした。

※些細なことも見逃さない姿勢が大切。話の仕方・内容についての工夫・配慮が大切である。

6月中旬、A子の母親は担任に*「娘がいじめられて学校へ行きたくないと言っている。相談に乗ってほしい。」と電話をしてきた。すぐに母親とA子に学校へ来てもらい、事情を聞きいじめの全貌が判明した。

※保護者との信頼関係を得ることが、いじめ早期発見に欠かせないことである。

4 問題行動の状況

4月中旬席替えの時、C子が席を変わってほしいと言ったことに対しA子は変わらなかった。そのことについてB、Gも加わり「何で変わらんの」としつこく迫った。このことがきっかけでB子はA子に対し色々な嫌がらせをするようになった。「辞書とって」「何で返事しんの」「しゃべりゃー」「体育館シューズとって」など、また5月には無断でB子はA子の筆箱を調べ、中にアメがあることを見つけ、先生にわかるよう、嫌がらせをした。「筆箱のなかに入るとるやんか、ウソつかんといて。」「かくしたって、うちんたあーみんな知っとるんやで。」と7名全員でいじめている。

B、C子は担任の話、親の注意に対し、*A子が担任にチクッたととらえ、嫌がらせをエスカレートしていった。

6月F子が、色付きリップとイヤリングを学校へ持ってきて、B、C、F、G子が中心となり、A子に「Aちゃん、これつけるとかわいいよ、リップぬりゃあ」などと言い、着けることを強要した。なおこの頃A子の顔のことについて、*「何で口とじんの、歯出とるよ」など嫌がらせ

※多くの場合生徒はこのようにとらえる。話し方によっては学校で分からないところでのいじめに発展する危険性がある。

※女子特有のいじめ。身体

をするようになっていた。(A子は多少前歯が出ている)

A子はいたたまれなくなり、「学校へ行きたくない。」と母親に訴えるようになった。(3日間欠席をした。)

5 指導と措置

親からの電話を受け、担任はすぐその日に事情を聴く。A子から名前が上がった7名について、翌日呼び、事実確認をした。7名は事実を素直に認めたので、すぐその日に親を呼び状況を説明した。なお、この時担任は、生徒指導部に同席してもらうよう要請をした。

指導委員会では、*①加害者たち1人1人に、自分たちの行為が1人の人間の心をいかに傷つけ、苦しませていたかをわからせること、②加害者の保護者に対しては、親子で「いじめ」られる側の立場に立ったときの気持ちを話合うことと、親が子に対する「思い」を話してもらうことを指導の柱とした。そのため、教育相談係と協力し、カウンセリング中心の指導をすることにした。

加害者たちは初めは「からかっているだけ」*「自分たちが話し掛けるのに、A子が無視するような態度をとるので、A子が悪い。」「けっこうちょうすいとるねえ、普通ああいうタイプの子はそんなふうに言ったりとかしんのにねえ。」などと言い、自分たちが悪いことをしたという意識を持っていなかった。

加害者たちはカウンセリングを繰り返すうちに、A子がそんなに苦しんでいたこと、自分たちのしたことが、同性に対し、言ってはならないことを言ったことなど、*自分たちの行為について反省できるようになった。

A子と保護者に対して、加害者たちが心から反省していることを伝え、今後、好ましい友達関係をつくり、楽しいクラスにすることを約束した。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒たちの日頃の生活の中で、ちょっとしたいたずらを見逃すことなく、クラス全員にいじめについての話をし、加害者たちに間接的な牽制球を投げていた。しかし、加害者たちは自分たちのことを言われていることは気がつくが、具体的に誰と特定されなかったことをいいことに、更にいじめをエスカレートさせていた。クラスで話をしたから“指導はすんだ”と判断することは早計である。
- (2) 被害者にとっては、先生がクラスのことをよく見ていてくれることで、親近感を持った(人間関係が深まった)。いじめであっても、親子で担任に相談できるような信頼関係を深めることが大切である。
- (3) 話の仕方によっては、加害者たちは被害者がチクったととらえ、一層いじめを激しくすることもある。いじめられた子への報復があることも充分配慮することが大切である。
- (4) いじめ問題解決を担任教師の力量ととらえている限り、問題は本質的に解決されない。本事例の場合は担任・生徒指導部・教育相談係がうまく機能して、問題解決が早く解決した。

的なことに対するいじめは最も卑劣な行為であること
をしっかりと指導する必要がある。

※いじめの指導では、人間として備えるべき基本的な生活習慣・態度を身に付けることが大切である。

※被害者に原因があるのとらえてはならない。

※相手を思う気持ちになる
カウンセリングが大切である。

㊦ 暴力行為をチクったとの理由によるいじめ

高等学校 被害生徒 3年生(A男)、加害生徒 3年生(B男、C男、D男、E男、F男)

1 問題行動の概要

日頃つきあいが悪いA男に不満を抱いていた同級生5人が、生意気だとの理由から呼び出して暴行を加えた。そのことを知ったA男の親が一旦は担任に指導を依頼してきたが、その後に *報復を恐れ、親同士で解決するので学校は調査をしないでほしいと依頼してきた。

※いじめが見えない最大の原因となっている。
相談できる信頼を得ることが大切である。

A男の親は、知り合いの加害者B男の親を通じて、本人たちに再び暴力が起きないように働きかけたが、その対応のまずさから十分な理解を得ることができなかったために、加害者たちはかえってA男がチクったことを不満として威圧やいやがらせ行為を行うようになった。

2 生育歴・家庭環境等

3 事実の把握

暴行を受けた日の夜、被害者の親から学校に連絡が入り暴行事件を知ったが、親同士で解決したいとの強い意向があったため、やむなく静観していた。

10日ほどのち、学校で加害者たちに呼び出されて怖くなったA男が担任のところへ逃げてきたことから、問題が解決できずいじめに発展していることが分かった。

4 問題行動の状況

親が学校へ調査をやめてほしいと言ってきた時点で、親だけでの対応には一抹の不安があるため、学校の考えを説明して指導を任せようように説得をしたが、保護者の *理解が得られないためやむなく静観することにした。

※任せることもあるが、その場合でもまかせきりにしないで、方法の確認や必要な示唆をするなどの側面的援助が必要であろう。

A男の親は、知り合いのB男の親とB男に「二度とチョッカイをださなければ今回のことはなかったことにするから、他の加害者たちにも伝えておけ。もし理解しない者がおれば教えろ。」「もし今後いじめたりしたら警察へ届け出る。」と連絡をした。

B男は、C、D、E、F男に伝えると同時に、伝えた旨をA男側に報告した。しかし、C、D、E、F男の親には伝えていなかった。

このような状況であったことから、加害者から謝罪もなく誠意が感じられないため、A男側には、不満と不安が残った。

一方、加害者側は、A男の親の話が威圧的で脅し的な内容であることや説明不足から、逆にA男が親にチクったという不満と学校に知られたらという不安を抱かせる結果となり、A男に電話などで脅しをかけていた。そして、暴力行為のあった日から10日ほどたってA男が登校したときに、弁当や靴を隠すなどの嫌がらせをしていた。

その翌日、加害者たちがA男を強引に呼び出そうとしたため、A男は担任のところへ逃げてきた。

*担任はA男を保護して自宅まで送って親に事情を説明し、今後は学校が指導することの了解を得て、指導に入った。

※いじめがわかってからの素早い適切な対応が、解決を早めた。

5 指導と措置

(1) 第1回生徒指導委員会を開催し指導方針を確認

- ・関係保護者に学校の考えを説明し、今後は学校が中心となり、保護者の協力を得て指導することの理解を得る。
- ・加害者に対しても、あくまでも教育的な指導を心がける。
- ・被害者が学校へ安全に登校できる状況をつくる。
- ・関係者及びその保護者から事情を聞き、事実確認と原因を掴む。
- ・*加害者への事実確認は、時間を決めて一斉に家庭訪問をして行う。
- ・加害者には、事実確認がすむまで *自宅待機をさせる。
- ・事実確認の結果に基づいて指導方法を考え、指導に入る。

※口裏あわせをして事実を隠すことがある。

※必要な場合があるが、学校の都合だけによる安易な処置として行わないように注意したい。

(2) 事実確認後、第2回生徒指導委員会を開催し指導方針を確認

- ・加害者本人及び保護者に安易な受けとめがあるため、問題の重大さを説明し、保護者には学校の指導の考え方などについて十分理解を得たうえで協力を依頼する。
- ・*加害者には、職員が付き添いきちんと謝罪をさせる。
- ・*学校も被害者宅を訪れ、謝罪のうえ、加害者への指導についての理解を得る。また、事件当初の被害者の対応についての問題点を指摘し、今後は学校と協力して指導にあたるよう理解を得る。
- ・加害者には保護者の協力を得て、家庭で反省する機会を与える。
- ・*全教職員が協力をし、被害者及び加害者の様子を観察する。
- ・被害者の安全確保と同じような問題の発生を防止するため、ホームルーム活動などで指導する。また、*いじめ的な行為が発生した場合には必ず学校へ届け出て解決を図るよう指導する。

※反省すべき行為について相手にきちんと謝罪させることは指導の第1歩である
※学校のこの誠意さは信頼につながっていく。

※再発を防ぐためのこうした見届けが大切である。

※安心して相談できる信頼づくりと学校の指導姿勢づくりが必要である。

(3) 指導の結果

指導中のある生徒の「*暴行したあと、学校に知られたらという不安と、A男が親にチクったという不満があったためイライラしていたが学校に知れてしまった今は、むしろ気持ちがスッキリした。」ということばが示すように、指導後はいじめなどのトラブルもなく、A男も以前のように元気に登校している。

※加害者にも心の重荷になっていたことが分かる。

早期の発見・指導が双方にとって大切なことである。

6 指導上の留意点

- (1) 暴力行為については、学校が指導する必要がある。内容や状況によっては、保護者等に任せるともあるが、そのような場合には任せきりにしないで、方法などの確認や適切な示唆をするなど、側面的な援助が大切である。
- (2) 自宅待機については、報復が心配されるなど、被害者の安全確保等のために必要なことがある。しかし、自宅待機は指導上やむを得ない場合に限り実施すべきである。
- (3) いじめは、加害者と被害者の受けとめ方のちがいが感情のずれが生じ、解決を遅らせることもある。いじめについては毅然とした態度で指導する必要がある。双方の気持ちや立場を十分に理解・尊重して指導に当たることが大切である。

本事例は、一旦は親の意向を尊重し静観することにしたが、いじめを知ってから親を説得して素早く対応したため、初期の段階で問題が解決できたことを示すものである。

このことから、早期対応の大切さはもちろん、日頃の指導を通して生徒や保護者との信頼関係を築き、気軽に相談できる関係を作っておくことが早期発見につながることを学ばせてくれる事例である。

図 自己主張の強い生徒へのいやがらせによるいじめ

高等学校 被害生徒 2年生（A子） 加害生徒 2年生（D子、他5名）

1 問題行動の概要

A子は学業に優れているが「級友への接し方が悪い」、時には「他の生徒を見下すような言動がある」と誤解され、特に正義感の強いグループから再三いやがらせを受け、ついに学校を休むにいたった。

2 生育歴・家庭環境等

A子は両親と妹の4人家族で、両親は子どもの教育に熱心であり親子間の会話も多い。A子は遠方より通学しているが欠席・遅刻・早退はほとんどない。また、A子には親しい友人が少なくB、C子と3人でグループを作っていた。

加害者たちは部活動を通じての友だちで、活発なところはあるが、これまで問題行動を起こしたこともなく普通の生徒である。

3 事実の把握

A子が風邪で欠席するという連絡が母親からあった。その数日後、B子が登校すると、A子の机上に「学校へ来るな」「死ね」など落書した紙が貼ってあった。B子はこれを破り捨て、A子が学級でいじめにあって欠席していることを学級担任に申し出た。

4 問題行動の状況

学級担任から生徒指導部に連絡があり、生徒指導主事は学校長と相談のうえ、学級担任に対して事実の確認を指示した。

(1) 級友や加害者たちの行動

- ① A子が教科や実技等に関して学級の最優秀者であることは、学級の全員がほぼ認めていた。しかし、級友は下記のようなA子の言動に反感を持っていた。

- ・授業中に教科担任から感想文等について級友がほめられたとき、A子は級友の作品を評価して「私ならもっと上手にできるのに」とけなした。
- ・*A子はC子やその他おとなしい子に平気でコピー等の使い走りをさせていた。
- ・期末考査ではA子は「なぜ私が2番なの」とわざとらしく成績表を見せびらかした。

- ② 加害者たちはA子の言動に対する反感が重なり、初めのうちA子と口論することが多かったが、やがて公然とした罵声や落書にエスカレートしていった。また、級友の中にもA子の日常の言動について改善を求める声が聞かれた。

(2) A子と学級担任の関わり

- ① 修学旅行で *旅館の部屋割りをしたとき、加害者たちは自分たちのグループにA子が入ったことにクレームをつけた。しかし、全員が納得して決めたことで、それ以上のことはなかった。

- ② その後、C子がA子のグループから締め出されたことがあった。

*A子は加害者たちから責められ、落ち込んでいたが、学級担任が気

※加害者たちはA子のいじめととれる行動に立腹した点もみられる。

※6人のグループとA子の間には、平日頃何がある（サイン）ととらえ相談にのっておく必要があった。

付き、勇気づけた。

5 指導と措置

- (1) 学級担任が家庭訪問をし、学級内の問題、特に、グループ間の問題についてA子や母親と話し合った。

① 学級担任はA子が学業に関してすばらしい生徒であることを学級のみんなが認めていることに触れながら、級友も努力しているのでA子に余力があるなら級友を励ますような言葉づかいや態度で応援してやってほしいと話をした。A子は学級担任の話を理解して翌日から登校することを約束した。

② A子は学校でのいじめの様子を母親に具体的に話しており、母親は娘の苦しむ姿を見て心配していた。そこで、学級担任はA子の母親に謝罪するとともに、加害者たちにはいじめた行為を反省させることと、今後明るい学級経営に努めることを約束した。

- (2) 学級担任の報告に基づき生徒指導委員会が持たれた。加害者たちはA子を理解しようとせずA子の言動を批判し、「死ね」などの落書きや罵声をあびせて孤立化させた。また、加害者たちは被害者が登校できないことを気にしているが、*学級のためという正義感の行為と主張した。この行為は暴力行為であるが反省も見られるので生徒指導主事の訓戒とした。

- (3) 生徒指導主事から集団生活の在り方などについての指導をした。

- (4) 生徒指導主事の訓戒後、A子が登校しているので、学年主任と学級担任は当事者どうしを話し合わせ、誤解を解消し間違いを互いに正していこうとした。しかし、A子とB子、加害者たちは生徒どうしで話し合いをさせてくれというので学級担任はそれを認めた。*本人たちから、話し合いの内容は聞いてないが誤解の解消ができたと担任は判断した。

- (5) 後日、学級担任はホームルーム活動のテーマを変更して「人の心を傷つける言葉」や「クラス内のグループ化の善悪」等の話し合いを実施し、明るい学級づくりをめざした。

6 指導上の留意点

- (1) 級友の通報によって、A子が欠席して数日後にいじめにすばやく対応することができた。風邪を理由にして欠席が数日間続く場合等、小さなサインでも見逃さないことが大切である。そのためには保護者との信頼関係づくりが必要である。
- (2) 入学あるいは進級後、学級内にグループが形成される。いじめはグループ内やグループ間で生じていることが多い。学級担任は、特に、各グループ内の生徒の動きやグループへ出入りする生徒の動向に留意する必要がある。
- (3) 教師は「出る釘は打たれる」の考えを打破しながら個性を育てねばならない。教師が「個性」について生徒に適切な指導をしないと、生徒は人間関係の未熟さから人権に関わるトラブルを起こす場合がある。

※A子から本格的なサインが出て、担任はA子を支援しているが、加害者側やクラス全体への指導も必要であった。

※たとえ、学級のためという正義感でも、いじめは許されない。

※生徒たちの自浄作用も考えてのことであろうが、不十分と思えば指導しなければならぬし、確認しておく必要があった。

⑨ 中学校時代のいじめが再発したいじめ

高等学校 被害生徒 2年生（A男）、加害生徒 2年生（B男、C男、D男、E男）

1 問題行動の概要

中学時代にいじめの対象となっていたA男に対して、中学時代の同級生のB男と、別の中学校から進学してきたC、D、E男の4人が同じバス通学となり、言葉での嫌がらせやカバン持ち、使い走りなどのいじめを行った。

2 生育歴・家庭環境等

A男：成績は中の上、性格は温和で何事につけても消極的である。経済的に恵まれ、友人の嫉みを買うことがあった。A男に対する家庭の姿勢は甘い。

B男：短気で、学校の指導に対して反抗的な態度をとることがある。父母、妹の4人家族。家庭での会話はあまりなく、父親とはほとんど話さない。

C男：父母、兄の4人家族。個別指導に対しては素直に従うが、周りに他の生徒がいると反抗的な態度をとる。

D男：父母の3人家族。父親は子供の教育に無関心である。問題行動を何度も繰り返し、学習意欲も乏しい。

3 事実の把握

1年間寮生活を送ったA男が、2年生になりバス通学を希望した。ところが、バス通学に切替えると同時に *遅刻が頻繁になったため、担任が家庭訪問を行った。父親から生活状況などを聞いていくうちに、バスの中で数名の本校生徒からいじめを受けていることを聞いた。本人が加害者との同乗を避けて、次のバスに乗るため遅刻が増えている事実がわかった。

※担任の早い対応がいじめの早期発見につながった。

4 問題行動の状況

A男は中学時代「ブツブツと文句をよく言う、しんきくさい。」などと *級友から嫌がられたり、悪者扱いされたりすることがあった。中学時代の級友から離れた気持ちがあって本校に入学した。しかし、バス通学者の中に、「A男をいじめるとおもしろいぞ」と中学時代のA男を知っているB男がC、D、E男に話したことからいじめが始まった。いじめの内容は嫌がらせ、カバン持ち、使い走りなどで、時には物を投げつけることもあった。度重なるいじめがあったためA男はB、C、D、E男が乗るバスを避け、次のバスで通学することが多くなった。また、このいじめが徐々にクラスの中でも行われるようになった。

※クラスの雰囲気はいち早く察知する観察力が望まれる。

5 指導と措置

(1) 発覚直後の指導委員会（校長・教頭・生徒指導担当者・学年主任・担任）で、いじめについての指導方針を決定、全職員の意志統一を図った。直ちにいじめの全貌を細かく調査し、問題の本質の解明に当たった。該当生徒から事実確認をすると同時に、事実の背景に隠されていた中学時代の「嫉み」からのいじめなども考慮し指導計画を立てた。

(2) いじめに関わった生徒の保護者を集め、*学校の指導方針について

※平素から、保護者、PT

事情を説明し、理解を得て学校の指導に対して協力を依頼した。

- (3) この問題の根底にあるものは「集団による個人の疎外」である。担任は単に暴力否定だけの表面的な問題として終わらせないように配慮しながら指導を進めた。発生したいじめの問題を仲間づくりの教材でもあるととらえ、生徒が自分たちで学んでいけるように提示した。

① 問題を総合的に分析、整理して、生徒に説明した後で話し合いをさせ、感想文を書かせた。

② *クラス全員に、A男の立場に立ったつもりでの作文を書かせた。

③ いじめられる子の苦しさをビデオや新聞記事などで学ばせた。

このような話し合いの中で *「いじめ」の意味を理解させ、A男に対する行為が人権を無視したものであったことを認識させることができた。

- (4) 加害者のB、C、D、E男に対しては、*自分たちの行為が単なるふざけや「A男が悪いから」というだけでは済まされない重大な過ちであることに気づかせていった。

- (5) A男をとりまく集団は、はじめ、この問題の本質をとらえることができず、学校の大がかりな指導に対して「これくらいのことで……」と思う生徒もいたが、学校が筋道を立てて指導し、話し合い、説得を続けていくことで、親と子供の両方に「人間尊重」と「仲間づくり」の大切さを理解させることができた。

6 指導上の留意点

- (1) 些細と思われることでも迅速に対応する。特に家庭訪問により、子供が教師に話にくい実態を把握したり、学校の対応が親にも伝わるように配慮したりする。
- (2) 指導委員会の方針を全職員に徹底し、表面的な問題だけでなく、事実の背景を確認し、曖昧さを残さないようにする。
- (3) いじめの問題について生徒に話し合いなどをさせる場合は、単に、生徒の自主的な解決にまかせるのではなく、担任の十分なリーダーシップのもとに行わせることが望ましい。
- (4) 問題が起こってからではなく、いかなるいじめ（暴力）も、人間の尊厳を傷つける行為として絶対に許さないという姿勢を、学校、教師が平生から持ち続けていることが大切である。

A役員には学校の基本方針などについて理解と協力を求めておくことが大切である。

※弱者の気持ちについて共感的に理解させたい。

※いじめる者、同調する者、傍観する者、いずれもいじめを助長する行為であることをわからせることが大切である。

※いじめた側の生徒に対して、説得力ある指導が大切である。

Ⅲ 長期間にわたり金銭を強要し続けるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生（A男）、加害生徒 1年生（B男）

1 問題行動の概要

中学2年の夏休み、A男は間違えて女子トイレに入ったのをB男に見られて「皆に黙っていてやるから、五千円持って来い。」と脅かされた。A男は言われるまま金を渡した。それ以来A男は何かにつけてB男にお金を脅し取られ、高校入学後も続いた。6月ごろA男はそれを苦にするあまり胃潰瘍になり、学校をよく休むようになる。

2 生育歴・家庭環境等

A男：両親共働きで、弟、祖母の5人家族。おとなしい性格で、中学時代は数名のグループからたかりの的になっていた。性格的には非常に真面目で、やや気の弱そうな面もあった。

B男：両親共働き。母親は口やかましく、B男の金遣いの荒さを注意していたが、子供の金の出所については何も知らなかった。A男が登校拒否になったのは、自分のせいでなく、中学からすでに登校拒否の傾向があったのではないかと担任に話すほど「いじめ」の認識が薄い。以前は、A男と仲が良く行動を共にしていたが、グループでA男がたかりの被害者になってからは、自分もたかるようになった。

3 事実の把握

A男は6月に入ってから、*胃が痛むということで通院し、欠席が多くなった。検査の結果「胃潰瘍」と判明した。その後、*担任は生活の覇気のなさを心配し、何回も家庭訪問や電話で「何か悩んでいないか。」と聞いたが、A男はその都度「なにもない。」と否定していた。

6月22日、A男の母親から担任に、「B男が学校へ行こうと誘いに来るが、子供は通院のため気がすすまないようでした。しかしB男の誘い方があまりにも強引なので心配になり、子供に聞いたところ、恐喝されていると話した。驚きと心配のあまり電話しました。」という連絡を受けて事実がわかった。

4 問題行動の状況

中学2年の夏休みから、B男はA男に対し、女子トイレの件、テストの点数が悪かったことなどを持ち出して恐喝を続けた。更に金を貸しては倍返しさせたり、遊びで金が必要なときは全部金を払わせるなどいじめが卒業まで続いた。高校に入学してからも、ボーリング代、CDの代金などを払わせたり、*昼のパン・ジュース代を貸して、法外な金を脅し取るなどした。A男は、母親に打ち明けるまでに数万円の金をB男に言われるがまま渡していた。

B男は、A男が中学の時いじめられていたこと、生徒間で金銭の貸し借りが横行し金銭感覚がマヒしていたことなどのために担任から幾度となく注意を受けたが、いじめをやめることができなかった。更に、事実確認の際にも、B男には罪の意識がなく、「軽い気持ち」でいたことがうかがわれる。*A男は、B男が学校で事情聴取されていると知ると、早退してしまうという気の弱さで、*親に打ち明けるまでは、誰にも相

※生徒からの「SOS!」サインを見落とさない。発見に努力を!
*日頃から極め細かな生徒理解が必要である。

※見えにくいいじめを見ぬく目や感性を磨くことが必要である。

※教師が最後まで自分を守ってくれるという安心感を持たせることが必要である。

※生徒理解などの検査など

談できず、胃潰瘍を患うほど一人悶々と悩み苦しんでいたと思われる。

5 指導と措置

- (1) B男から事情聴取をして、事件の全貌を明確にした。
- (2) *事件が中学の時まで溯るため、中学校に事実の確認をした。
当時の両名の関係などを聞いたが、よく把握されていなかった。
- (3) B男の保護者に来校を求め、事件の内容を話し、A男と保護者への謝罪と脅し取った金品の弁償をするよう依頼した。
- (4) B男の家庭訪問を繰り返し実施し、A男の立場に立って物ごとを考えさせるように指導した。
- (5) 被害者のA男と保護者に、事件の全容を説明し、B男が二度とこのようなことはしないと反省している旨を伝えた。
- (6) 全職員に事件の報告をした。今後の指導として *生徒の動向に気付き、いつも生徒と接触するなかで、生徒からのシグナルを見落とさないよう細かいところまで気を配り、指導することを確認した。
- (7) ホームルームでは、各担任が「いじめ」「思いやり」「お金の貸し借り」などについての話をした。
- (8) *被害者のA男は、その後も学校に来ることができなかった。そこで、学級担任が家庭訪問や電話で「解決したから安心して来るように」と話したが、A男は「胃の調子が悪い」更には「学校がつまらない」と言いだした。頑張るよう励ましたが、2学期の初めに「頑張ってみる」と言ったものの3日来ただけで不登校状態が続き、遂に退学してしまった。
- (9) B男はそれ以降、問題行動を起こさず、落ち着いて学校生活を送っている。A男がやめた原因が、自分にあるということを自覚しはじめている。

6 指導上の留意点

- (1) 日頃からあらゆる機会をとらえて生徒の人権感覚を磨き、思いやりの心を育てるよう指導することが必要である。
- (2) 生徒の変化を敏感に感じとり、生徒の出すシグナルを見逃さないような教師の目とカウンセリングマインドを持つことが大切である。
- (3) 十分な生徒理解を一層深めるために、保護者はもとより中学校との多面的な連携を図ることが大切である。
- (4) いじめ問題を指導するにあたって「社会で許されない行為は子供でも許されない」との強い認識に立って指導することが必要である。
- (5) 担任一人が問題解決に当たるのではなく、校内の指導態勢を確立し、基本的な指導方針を明確にして、組織として対応することが必要である。
- (6) 被害者の心の中にはいじめられたことが問題の解決後もダメージとして残る場合がある。カウンセリングマインドによる指導が大切である。

と合わせ早期発見に努めることが必要である。

※日ごろからの確かな情報収集、意見交換ができるように、より密接な中高連携が必要である。

※いじめの指導については早期発見、早期対応に心掛け、学級担任や一部の教師に任せず全員で組織的に取り組むとともに家庭などと密接な連携・協力を図ることが大切である。

※本人の心を理解し、支えることを主眼としたカウンセリングマインドによる対応が必要である。

11 インターネット掲示板を介した誹謗中傷によるいじめ

高等学校 被害生徒 2年生 (A子) 加害生徒 不明

1 問題行動の概要

A子はまじめな生徒であるが、正義感の強さから同じクラスの女子生徒の素行に対して、悪いと思ったことはところ構わず注意するタイプであった。9月に入って、あるインターネット掲示板に実名入りで、誹謗中傷の書き込みが頻繁に行われるようになった。

※A子の場合、正義感が強い点はよいが、相手の立場や場面を考えず注意する傾向があったため、反感を買うことが以前からあった。

2 生育歴・家庭環境等

A子は両親と弟の4人家族で長女。成績は中程度で、運動系の部活動に所属し、意欲的に取り組んでいた。両親とも曲がったことが嫌いなタイプで、A子に対しても行動面では厳しく教育していた。

A子も大変正義感が強く、例えば親友であっても間違っただけには上級生のように注意するため、A子のことをあまりよく思っていないクラス仲間もかなりいた。

3 事実の把握

A子の部活動の友人が、インターネットの学校別掲示板に、A子の実名を上げて、「中学時代に性的な問題行動を起こした」との書き込みがあるのを見つけ、A子の担任へ情報提供した。

4 問題行動の状況

担任は情報担当の教員に協力を求め、指摘のあったインターネットの掲示板を監視することにした。最初は一人が書き込むだけであったが、翌日には3～4名の者が、翌々日には10名近い者が誹謗中傷をするようになった。書き込み内容もエスカレートし、A子の性行為を赤裸々に表現したり、A子が中学時代に交際していた他校へ通うB男の名前が出てきたり、挙げ句の果てにはA子になりすまして、「暇だから電話して」とか「彼氏募集中」といった書き込みまで現れた。そのため、担任は生徒指導主事に報告した。それまで同校ではこうした事案がなかったため、生徒指導主事は地域担当生徒指導主事に相談し、「誹謗中傷対応マニュアル」の紹介を受け、それに従って次の手順で対応策を講じた。

※書き込みが始まってからすでに3～4日が経過しており、生徒指導主事との情報共有が遅すぎる。

5 指導と措置

(1) 本文のプリントとログのプリント……書き込みの内容によっては、警察へ被害届を提出することになったり、被害届を出さなくても相談をもちかける場合がある。この場合、証拠となるものが必要で、書き込みとログをプリントした。

※ログとは、いつ、どの携帯電話から、書き込まれたかを示す、Web上の戸籍のようなもの。

(2) 保護者との相談……早速両親に学校へ来ていただいて、事実を報告するとともに、インターネット掲示板の誹謗中傷の対策について理解を求めた。書かれた本人は、未だ書き込みのことを知らないようであったので、本人には父親が説明することになった。警察への被害届は、保護者としては提出したいとのことであったが、本人の意向を聞いて判断することとした。サイト管理者に対しての削除要請は、学校が行うことで同意を得た。また、担任・部顧問等が注意深く見守り、本人の行動に変化があった場合は、保護者と情報連携したり、本人に精神的支援をすることを約束した。

※掲示板には、実名・誹謗中傷等の禁止事項が明記されており、掲示板の存在そのものに違法性はなく、書き込んだ行為に問題がある。そのことを理解できない保護者は多い。

(3) 削除要請……管理者への削除要請は、緊急な状況であったためメール・電話・FAXの3通りで行った。メールでの削除要請は、マニュアルに従って、下記(8)参考のような要請文を書き込み、また同文

※削除要請メールだけでは、すぐに対応しない場合が多いため、3通りの方法

をFAX送信し、電話でも協力を要請した。管理者の対応は思っていたより丁寧で、電話をした翌日にはすべて削除された。

- (4) 被害者の保護（緊急避難）……A子は気丈な生徒で父親から掲示板のことを教えられた翌日も登校したが、いつもの元気がなかったため、教育相談室に呼んで、教育相談担当と養護教諭が激励するとともに、心配ごとがあればいつでも相談室へ来るよう伝えた。

- (5) 加害者・観衆への指導……ログのプリントがあったため、各自の携帯電話を調べれば、書き込んだ当事者を割り出すこともできたが、保護者の同意を得ないと個人情報保護法をクリアできないこともあり、行わないこととした。

- (6) 傍観者・仲裁者の指導……マニュアルに従って、緊急の全校集会を開催した。なお被害者であるA子については、ややリスクが大きいと考え、教育相談室に呼んで個別対応した。

全校集会では、①「もし自分が被害者になったら……」という仮定のもと、受けるショックや心の痛みを想像させること ②「軽はずみな行動」といえども、高校生なら当然判断でき、責任が問われること ③「匿名性があるので調べられないだろう」と思っている、ログから個人の特定ができること ④物的・精神的被害を与えたことに対する民事責任（損害賠償）は、相当多額であること ⑤高校生の場合、当然名誉毀損罪・侮辱罪・脅迫罪他の刑事責任が科せられること、などを説明した。

- (7) 傍観者を仲裁者に変える……これもマニュアルに従って、先生が生徒のような書き方で、「実名なんか書かずに、もっと楽しく掲示板を使おうよ！△△（全校集会で、情報モラルを指導した生徒指導主事の名前）も集会で言っていたように、書いた人も分かるらしいよ！」と書き込んだところ、次々に誹謗中傷を非難する意見を生徒が書いてきた。そのことが、職員室でも話題になり、他の先生も実名が出たら同じような書き込みをしてくれるようになった。その結果、実名が書かれると、すかさず生徒による誹謗中傷を非難する書き込みが入り、生徒たちの自浄作用で大変健全な掲示板になりつつある。

- (8) 参考……●削除理由「△△△高等学校の生徒指導主事〇〇〇〇です。この書き込みは、本校生徒▲▲▲▲を誹謗中傷しており、当掲示板の利用規約『第◇条◇暴言や誹謗中傷』に抵触しています。生徒の今後の学校生活を考えると大変心配ですので、直ちに削除をお願いします。なお、この依頼に関する問い合わせは、△△△高等学校 電話番号 生徒指導主事・□□□□までお願いします。」

で要請することが望ましい。また、管理者が分からない場合は、県警のサイバー犯罪対策室へ問い合わせる。

※生徒の所持する携帯電話のログを調べるには、保護者の同意が必要で、強引に行うことは、教員が窮地に立たされる場合もあるので、慎重に行う。

※実際に刑事責任を問われた事例も多くあり、過去の事例を紹介することも効果がある。

※実際のいじめの場合は、被害者・加害者・観衆のいないところで傍観者を指導するが、インターネット掲示板の上で情報教育を行うのも一つの方法である。

6 指導の留意点

- (1) 「掲示板の誹謗中傷対応マニュアル」については、時やサイトの種類によって変化するため、最新のものを各教育事務所の地域担当生徒指導主事または、教育研修課へ問い合わせれば、提供してもらえる。また、県警のサイバー犯罪対策室や所轄の警察署・生活安全課へ相談することもできる。
- (2) インターネット掲示板に誹謗中傷が書き込まれると、その書き込みを見てさらに書き込みを加えたり、書いてあることを言いふらしたりすることもある。また、匿名性が高いため、いじめを受けている生徒が報復として、直接言えない悪口や嫌がらせなどを書き込む場合もある。
- (3) インターネット掲示板の誹謗中傷が原因で、フレーミング（暴力行為等の実際のトラブル）に発展したケースもあるので、あらゆる学校教育を通して情報モラルについての指導を充分に行う必要がある。

12 周りには仲間だと見えていた女子生徒からのいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A子) 加害生徒 1年生 (B子、他3名)

1 問題行動の概要

A子は1年生の秋頃から保健室へ出入りすることが増え、12月から登校できなくなった。今まで行動を共にしており仲の良いと思われていたB子を中心とした女子4人から、無視をするなどの態度によるいじめがあり、また、「私たちをいじめの加害者にするな」という内容のメールもA子に送られていた。

2 生育暦・家庭環境等

A子は兄2人がいる3人兄妹の末っ子。義父母と同居する母はきちんと育てなければと厳しいしつけをしており、A子は親には逆らえないおとなしく真面目な性格。B子は放任的な母親との母子家庭で、活発であり、常にグループの中心的存在になっていたタイプ。

年度当初、A子は別のグループにいたが、5月ごろそのグループでの人間関係が悪くなり、一人で居るところをB子たち4人に誘われ、B子を中心とするグループに入って5人と行動をとともにしていた。

3 事実の把握

今まで保健室に行く生徒ではなかったが、10月頃から保健室への出入りが徐々に多くなった。最初は、休み時間に友達の付き添いで少しだけ来室していたが、そのうち体重を測りに来るようになった。気になった養護教諭が声をかけながら、担任とも連携を取って様子を伺っていた。連絡を受けた担任もクラスでの様子を気に掛けていた。12月になり、A子が風邪で欠席をすると母親からの連絡があったが、心配をしていた担任が、母親に電話をすると、「学校でいじめがあるのではないですか？」と母親も心配していることがわかった。

※保健室に出入りが多くなることは何かSOSのサインであることが多いので関係職員で連携を取り合い注意していることが大切である。

A子は厳しい母親にも男性の担任にも口を閉ざすため、養護教諭が話を聞いた。A子は、10月頃から、B子たち4人に声をかけても無視をされたり、話の仲間に入れてもらえなかったりするなどのいじめを受けていた。さらに、「私たちの悪口を言ったら、私たちがいじめているみたいで悪者になるから絶対に人に言うな」などのメールが届いていた。

4 問題行動の状況

A子がB子のプライベートな話題を部活の先輩に話したことが、B子に伝わりいじめのきっかけとなった。

B子を中心として5人で行動していたが、4人がA子だけを無視するようになり、話の輪の中に入れてもらえないなどの行動を取るようになった。クラスの女子は行動を共にする仲良しグループができてしまっているため、仲間はずれになると、他のグループには入りにくい状況がある。ましてやA子は一人で居るところをB子たちの仲間に入れてもらった経緯があるため、他の生徒たちと仲良くするわけにもいかなかった。

また、B子は、A子を仲間はずれにしていることが他の生徒たちにわかり、「あの子がいじめの加害者だ」と言われることを恐れており、自分の悪口を人に言うなとA子にメールを送っていた。A子は、無視をされながらも、B子たちを悪者にする、更にB子からのいじめがひどく

※表面上は仲良くしているように見えても他人には知られたくない内容がメールでやりとりされている場合が多く注意が必要である。

なることを恐れ、誰にも言えずにいた。A 子は、自分が学校に行けないことが B 子たちからのいじめのせいだということを知られないようにして欲しいと訴え、先生たちが B 子を問いただすことはやめてほしいと言った。

5 指導と措置

- (1) 口を閉ざす A 子への最初の対応は養護教諭が行った。
- (2) 担任、学年主任、教育相談係、養護教諭で今後の対応を話し合った。
- (3) A 子の気持ちを尊重し、保護者とも確認を取った上で、B 子への事実確認を早急に行うことは避け、A 子の心を落ち着かせることを第一に考えた。
- (4) A 子は誰とも会いたくないため登校することを嫌がったが、厳しい母親からは学校に行くように責められるため、相談室に登校できるように配慮した。A 子は、B 子から「学校に来ているのに教室に来ないのは、私がいじめているみたいで悪者扱いにされる」と攻撃されることが不安であった。そのため、当面は、他の生徒とは時間帯を避けて相談室へ登下校させた。
- (5) B 子たちの心の変化を確認するために、仲が良かったグループの中心的人物として、「最近、A 子が体調不良で休んでいるけれど、何か心配なことではない？ 最近どんな様子だった？ 悩んでいたようなことはなかった？」と、担任からさりげなく聞いた。
学年主任と担任が、A 子や A 子の母親に何回も確認をし、B 子からの謝罪はいらない、先生にちくったとされたくない、今後 B 子たちとまた仲良くするつもりはもうない、ということだったので、学校が間に入ることは避けた。
- (6) A 子は相談室登校をする中で、親身になる先生たちを信頼するようになり、他の先生たちにも心を開くようになり、他の生徒から姿を見られることにも抵抗感をなくしていった。人の出入りの多い保健室に居場所を移し、B 子たちではないクラスメイトに誘われて、教室に復帰することができた。
- (7) B 子も、いじめの加害者だということが表面化しなかったことで A 子に攻撃することもなくなり、日にちが経って、A 子のことを気にしなくなり、性格的に合わない子だったということで、自然に離れることができた。
- (8) A 子が新しい仲間関係の中で安定して学校生活が送られるようになってから、本人及び保護者の了解を得て、B 子らへの指導を個別で行った。その際、A 子が味わった悲しみや不安、B 子らへの思いをかみ砕いて伝え、自らの言動を深く反省するよう配慮して指導を行った。

※加害者への指導は、被害者や被害者の保護者の気持ちや考えを確かめながら行う。

※加害者を疑う姿勢ではなく、仲の良かった生徒からの話を聞く姿勢で。

※ A 子の気持ちや考えを尊重し、早急すぎる B 子への指導を避けたことが B 子からの攻撃を防ぎ、教師を信頼することにつながったと考えられる。

6 指導上の留意点

- (1) 被害者が教員にいじめのつらさを話したことでいじめがひどくなることを恐れている場合は、慎重に被害者の気持ちや考えを尊重しながら、加害者への指導をどのようにするかを検討する必要がある。
- (2) 保健室に来室が多くなることは、例え、ただなんとなく来室する場合でも、精神的な何かが隠されていることが多い。保健室は生徒の背景にいじめがかかわっているサインをいち早く気付くことのできる場所であるため、養護教諭は常にそのことを念頭に置いて心身の観察、背景の分析をし、関係職員と連携を取る必要がある。また、他の教員は日頃の生徒の様子を養護教諭と情報交換しておくことが大切である。

13 男子クラスにおける日常的ないじめ

高等学校 被害生徒 2年生 (A 男)、加害生徒 2年生 (B 男)

1 問題行動の概要

2学期のなかば授業の始まる直前に、A 男と B 男が話をしていたところ、突然 A 男が B 男に殴りかかった。クラスの仲間が止めに入って治まった。この出来事によって、A 男と B 男は、普段から一緒に行動することが多かったが、B 男は A 男に対して日頃から「いじめ」を繰り返していた事実が分かってきた。

2 生育歴・家庭環境等

A 男は母と妹との3人家族で、おとなしく学校でもあまり目立たない存在であった。体型も小柄でやせていた。

B 男は父母、祖母、兄の5人家族で、身体が大きく腕力も強かった。

しかし、続けていた部活動をこの2年生の春に辞めた。部活動の練習が厳しく、又顧問とも合わないという理由であった。部活動を辞めてから、A 男と B 男が一緒にいる姿がよく見られるようになった。

3 事実の把握

担任が、暴力事件を起こした A 男にその理由を尋ねると、B 男から日常的にからかい、嫌がらせを受けていたと語った。このことから「いじめ」が日常的にあったと判断した。しかし、男子クラスでは日頃からこんな出来事が多く、A 男はいじめられている認識が薄かった。クラスの仲間に事情を聞くと、「ちょっとからかっていたような気はする」と答えた。しかし、男子クラスでの出来事であったせいか、「どこでもあることだ」と今回のことをあまり気に止めていないようであった。

4 問題行動の状況

(1) 暴力事件によるいじめの発覚

- ・ A 男が B 男に暴力を振るったと教科担任より連絡を受けた時。担任は、A 男はおとなしい性格なので、被害生徒と加害生徒は逆ではないかと思った。
- ・ B 男によると、普段通り A 男とじゃれ合っていたところ、急に殴られてびっくりしたとのことであった。
- ・ A 男は B 男と比べると体力的にも劣勢であるため、度重なるいじめに対して、どうしてもイヤとは言えず我慢するしかなかった。

(2) いじめの内容

- ・ 日頃から B 男は A 男に対して昼食時にパンを買いに行かせたり、「貧弱」と呼んだり、腕力が強さにものを言わせて、A 男の学生服の袖をつまんで引っ張って、からかったりしていた。事件の日、B 男が A 男のノートに「貧弱」と落書きをしたことにより、A 男が我慢ができなくなり暴力に訴えたのであった。

(3) クラスの仲間のいじめ認識

- ・ 男子クラスでは日常茶飯事的な出来事で、クラスの仲間も、そんなことをいちいち「いじめ」として取り扱わなくてもいいのではないかという雰囲気があり、今回の件でも A 男が強くならなくては

※部活動を辞めてからの生活の変化に注意を払う必要がある。また、環境の変化があった生徒には、個人面談を定期的に実施するのも有効である。

※行動の背景には理由がある。A 男の言い分(理由)を十分聞くことが大切である。

※いじめに無関心な仲間の意識改革が必要である。

※日常的な行為がいじめになっていることを指摘し、相手の気持ちを理解させることが大切である。

※いじめの認識が高め、相手の立場(気持ち)を理解させる必要がある。

けない) という考えがあった。

5 指導と措置

(1) 生徒指導委員会にて、A 男の処分及び B 男の指導

- ・いじめを受けていたことが発覚した A 男の処分について、学年会で話し合った結果、暴力に訴えたことにはきちんと指導をすることとした。(謹慎処分)
- ・B 男の A 男に対する日常の行為が、明白な「いじめ」であると認識させ、作文指導をするなどして、厳しく反省をさせた。

※ A 男の暴力事件と A 男のいじめ事件を混同せず、適切に指導を行うことが必要である。

(2) 保護者との連携

- ・A 男の保護者には、暴力事件についての反省(謹慎)をさせることを伝えるとともに、B 男からの「いじめ」についても事実を伝え、学校の対応内容を説明した。
- ・暴力事件の被害者となった B 男の保護者には、事件の経緯と今後の学校の対応を説明した。また、事件の背景に A 男に対する「いじめ」があったことを伝え、B 男自身に「いじめ」の行為を繰り返さぬよう厳しく反省させることを確認し合った。

※ A 男が受けたいじめについては、心のケアも実施することが必要である。

※ A 男の心のケアと B 男との関係を見守るため定期的に個人面談を実施することが必要である。

(3) 教育相談との連携

- ・今後、A 男に対して、本人の人間関係による悩み等を相談できる体制をつくり、定期的に教育相談担当が A 男と面談した。
- ・クラスの生徒にも、いじめ等の悩みをいつでも相談できる体制をとっていることを伝えた。

※クラスでの具体的な出来事を取り上げ「相手がイヤと感じる行為はしない」ことをくり返し指導することが大切である。

(4) クラスへの指導

- ・今回の事件は、クラスの問題として事実を伝え、「傍観者となっていじめを見て見ぬふりをすることは人権感覚が問われる重大な問題である」ことに気づかせる LHR を実施した。
- ・悪ふざけであっても、相手が嫌がることをくり返しいじめれていると感じれば、それはいじめであるという認識がもてるよう指導した。

6 指導上の留意点

- (1) 男子クラスでは、生徒間の力の差によって生じる出来事は起こって当然という考え方が教師側にも多少あった。そのことが生徒たちをいじめに対して鈍感にさせていることを反省し、先入観を持たずアンテナの感度を上げて生徒の様子からつぶさにいじめの存在に気づき、迅速に対処することが必要である。
- (2) A 男に対し、問題行動(暴力行為)の事実は事実として厳しく指導しながらも日頃のいじめにによる心の傷つきを受容し、安心して悩み等を相談できるように配慮する。
- (3) 被害生徒と加害生徒が同じクラスの場合は、指導後の人間関係の在り方に配慮して、しこりが残らないようにしていくとともに、事後の見届けを継続的に行う。
- (4) いじめに敏感な生徒が育つような学級経営に努め、管理職等のリーダーシップのもと、教科担任等の全職員で共通理解をし、多くの目で指導にあたることのできる指導体制を確立する。
- (5) 生徒が気軽に相談できる相談体制を確立する。担任はもとより教育相談担当、養護教諭等が情報を共有し、連携して解決にあたる。

14 被害者も加害者も認識が薄いいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男) 加害生徒 1年生 (B男、C男 他数名)

1 問題行動の概要

加害生徒たち8名は、長期にわたってA男に対していじめを続けていた。ところが加害者も被害者も、その行為が「いじめ」だという認識が薄く、なかなか発見することができなかった。

2 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A男は、おとなしく目立たない生徒である。日頃から口数が少なく、いつも友人の後をついて行動している。弓道部に所属していたが、やがて活動をやめてしまい、勉強への取組も消極的である。

加害生徒 B男は運動部に所属し、毎日片道2時間近くかけて通学している。活動的で行動力があるが、言動には粗野な部分もある。

加害生徒 C男はA男と同じ中学校の出身者で、学校ではいつも一緒に行動している。物静かで性格がおとなしく、行動や性格がA男とよく似ている。

※B男は、別のいじめ事件でも首謀者的な役割であった。

3 事実の把握

別のいじめ事件について事実調査を行っている中で、このいじめについての事実が明らかになった。すぐに関係生徒全員に対して事情聴取を行い、いじめについての指導を行った。

4 問題行動の状況

A男に対するいじめは11月頃から始まった。はじめは罰ゲームのような感覚で、文化祭の準備で使用していた木工用ボンドを、A男のすねに塗ってからかっていた。最初はじゃれ合いのような接触だったが、やがてA男を殴る・蹴るという暴力に発展した。A男に対する暴力を見て、他のクラスメートがB男たちに冷たい視線を送るようになり、グループは一時的に暴力をやめてA男にかかわらないようにした。孤立してしまったA男は「以前の関わり方のほうがよかった」とB男に話したため、暴力が一気にエスカレートした。いじめグループは、A男の携帯電話を勝手に使用して、登録してあった女子生徒に次々に無言電話をかけた。あとで判明したA男に対するいじめの内容は、次のようであった。

※傍観者たちの態度は、いじめ事件を解決する上でとても大事な要素である。

- ・ふりかけをA男の頭にふりかけ「お茶漬け」と言って笑った。
- ・逃げるA男を追いかけ、チューブ入りのわさびを顔に塗った。
- ・昼食のとき、おかずを勝手に食べてしまい、A男にはごはんだけを食べさせた。
- ・昼食用のパンを、勝手にかばんから盗って食べてしまった。
- ・掃除の時間に道具入れに閉じ込め、向きを逆にして出られないように

した。

- ・体育の着替えのとき「脱げ」と強要し、A男が拒否すると押さえつけて全裸にした。

クラス担任は何度かA男の行動を不審に思っており、ホームルーム活動の中で何度か「いじめ」をテーマに話をしたり、討論をさせたりしていたが、ここまで内容がエスカレートしているとは思わず、生徒指導部に問題提起をすることはなかった。決定的な理由として、いじめグループの中のC男はA男と同じ中学校の出身で、2人は中学時代からの親友でもあり一緒に行動することが多かったことがあげられる。A男の様子を不審に思って職員室に呼び出して事情を聞くことが何度かあったが、いつもC男が付き添っていたことに違和感を感じなかった。C男が同席のままA男から事情を聞いていたため、真実が聞き出せなかった可能性がある。C男は自分がいじめグループに入らなかったら自分がターゲットになると感じており、A男と一緒に帰るときにはA男に同情的な言葉をかけていた。クラス担任は保護者懇談でA男の母親から「A男が携帯電話を月に数万円も使う」と聞き、A男を呼んで問いただしたが、A男は真実を言わなかった。

※微妙な雰囲気の不審感としてとらえる感覚は大切である。

※一人にしないと事情が聞き出せない場合と、友人が一緒でないと事情が聞き出せない場合がある。

5 指導と措置

いじめの内容の程度から、かなり悪質なグループ5名と、比較的軽かったグループ4名に分けて指導を行った。前者の5名は約3週間の停学処分とし、保護者同席のもとで学校長による指導を行い、後者の4名は学校指導（授業は出席し、始業前・放課後に指導を行う）とし、保護者同席のもとで生徒指導主事による指導を行った。指導する時期が春休み中だったため、全員を学校に登校させて指導を行った。指導の内容は、学校においては掃除などの作業を中心にして、反省文、各種の作文、指定図書 of 読書感想文、反省日誌、学習ノートとし、指導中には教頭、生徒指導主事、学年主任、部顧問、クラス担任からの説諭や指導を行った。またA男の自宅へ、保護者ととともに謝罪に行くことも指導項目とした。いじめの全容が明らかになった後、A男の保護者といじめグループそれぞれの保護者に対して、クラス担任が自宅を訪れて説明と謝罪を行った。

※保護者と一緒に謝罪することは、立ち直りの大きなきっかけになる。

※いじめを発見できなかったことは、被害者にも加害者にも謝罪するべきである。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒のほんの小さな変化を見逃すことがないように、授業中や休み時間の様子、友人関係など多様な面から一人の生徒の様子を見届けていこうとする教師の誠実な姿勢が求められる。また、周囲の生徒が傍観者や観衆となることなく、適切に対応することができるよう、日頃からいじめ防止について生徒の意識を高めておく必要がある。
- (2) 被害者と思われる生徒から話を聞く場合には、話を聞く場所、時期、時間等に十分に配慮し、本人が安心して話すことができる環境を用意する必要がある。
- (3) いじめ問題に適切に対応するためには、管理職の指導のもと、教職員全員がいじめに対する共通の認識をもち、共通理解、共通行動を徹底する必要がある。

15 被害者が加害者に変化したいじめ

高等学校 被害生徒 1年生(A子) 加害生徒 1年生(B男 他数名)

1 問題行動の概要

B男はA子に対して、本人が嫌がるあだ名をつけてからかい、悪口を言っていた。やがてB男のグループのメンバーが、集団になって大声であだ名などの悪口を言い、わざとA子の席を避けて通るなどの行為を続けた。A子は「自分に怖い友人がいることを知ればいじめがなくなる」と思い、知人にいじめをやめさせてほしいと頼んだ。知人はいじめグループのメンバーに対して、暴力的な圧力をかけていじめをやめさせようとした。

※いじめを受けている生徒には切実な問題だが、方法は短絡的だった。

2 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A子はおっとりした性格で、他人とコミュニケーションをとるのが下手である。中学ではバレーボール部に所属しており、母親は高校になっても続けてほしかった。A子はつらい部活動を避けて華道部に入部していた。目的意識の乏しい生徒である。

加害生徒 B男は運動部に所属し、毎日片道2時間近くかけて通学している。活動的で行動力もあるが、言動には粗野な部分もある。

3 事実の把握

夕方になって、運動部員の男子生徒2名が「友達のB男が、怪しい車の男2人に鉄パイプで脅されて拉致された」と言って職員室に駆け込んできた。内容を聞いた職員は直ちに警察に通報し、数分後にはパトカーと警察官が急行してくれた。校内に残留していた者と緊急連絡で駆けつけた本校職員は、警察官とともに、現場周辺で遺留品を探したり、2名の目撃生徒から事情聴取をしていた。やがてB男を乗せた車が現場に戻ってきたので、詳しい事情を聞くことにした。車の中には有職少年2名とB男の他に、本校生徒のA子が乗っていた。4人は警察官から別々に事情聴取を受けたが、B男は有職少年から暴力や恐喝めいたことは受けておらず、A子に対する嫌がらせを改めるように説得を受けたと供述した。

※日頃から、警察との連携協力体制を作っておくことは、いざというとき強い。

※早く集団を切り離して、別々に事情を聞くことが大切である。

4 問題行動の状況

B男たちのグループによる、A子に対してのいやがらせがエスカレートした頃、A子は母親にいじめのことを相談した。母親はかねてから「自分のことは自分で解決せよ」という教育方針であったため、このときも自分で対策を考えるように話した。A子は、自分に怖い男友達がいることをいじめグループが知れば、自分に対するいやがらせがなくなると考えた。A子が知人のC男に事情を話したところ、C男は友人と一緒に

※力で解決しようと考えた時点で、被害者が加害者に変身した。

に、いじめグループのメンバーを、一人ずつ呼び出し始めた。学校外での呼び出しであり、いじめグループから連絡がなかったのも、このことを学校はまったく把握していなかった。グループのメンバーたちは、連絡を取り合っていたので、いつ自分に呼び出しがあるかを心配する毎日であった。

5 指導と措置

グループによるA子に対するいじめの全容が判明したので、クラス担任と生徒指導主事がA子の自宅に出向いて、詳しい説明と謝罪をした。いじめグループは約3週間の停学処分とし、保護者同伴のもとで学校長による指導を行った。指導の内容は、反省文、指定図書読書感想文、反省日誌、学習ノートとし、学校謹慎に切り替えてからは、教頭、生徒指導主事、学年主任、部顧問、クラス担任からの説諭や指導を行った。学校では校内清掃や作業を中心にした指導を続け、自分の内なる心と向き合いながら、今後の高校生活についてじっくり考えさせた。5名の生徒を同時に指導していたので、甘えの気持ち起きないように一人ずつになる時間をできるだけ作り、一日のまとめの作文を書くときも、教室を分けることによってしっかり自分と向かい合うことができた。

※被害者の保護者に対しては、事実を隠すことなく誠実な態度で説明をしなければいけない。

※指導が終わったあと、どんな生活をするのが、最も大切である。信頼回復に向けて努力できるようにさせたい。

6 指導上の留意点

- (1) 事実関係を調べていくと、途中で被害者が加害者に変身した複雑な事件であった。いじめられたときに被害者がとる行動は様々であり、攻撃的になれば発覚しやすいので対応できるが、内向的な生徒の場合は不登校、自殺などの可能性があるので注意が必要である。
- (2) 複数の職員で保護者との対応をするとき、事実の把握をきちんと行い、事実の認識や指導の方針だけでなく、何を話し、何を話さないかをしっかり確認しておくことが大切である。事件の内容が複雑になると、複数の職員間で話の内容が食い違う可能性がある。保護者に不信感を持たれると、事件を解決するまでに長い時間が必要になる。
- (3) 後になって、B男は拉致事件のとき、車中で有職少年たちから現金を要求されていたことが判明した。グループの別の者も有職少年たちから現金を要求されており、このことを黙っているように口裏を合わせていた。いじめグループの保護者は、最終的に恐喝の被害届けを提出しなかったが、事件性を伴う場合には、警察とも協議しながら対応策を考える必要がある。
- (4) 恐喝のことを知らないA子の親に、このことを腹に納めたままのB男たちの保護者が謝罪に行った。こんな状況での謝罪であったため、お互いの保護者が不満に思うトラブルも起きた。すべての事実を伝えないほうがよいと判断したため、事情を知る関係者は、両者を立てながらトラブルを收拾させることにかなり苦労した。いじめの解決法やその後の対処の仕方について、これが絶対という正解はないが、関係者でじっくり話し合っただけよりよい方法を全員で探ることが重要である。